

5. 飛鳥時代

聖徳太子

593
豪族のいっさいをやめさせ
太子の新政

女帝の推古天皇が即位すると、593年、

聖徳太子が摂政(天皇を助ける職)となった。

政治改革

その1: 家柄にとらわれず、個人の才能によって役人を採用する
制度

冠位十二階の制度

その2: 役人に対しての心がまえを示したもの

十七条の憲法

外交

中国(隋)のすぐれた制度や文化を取り
入れて、わが国の力を強めようとし、対等の関係
で国交を開こうとし、小野妹子らを使者
として607年 遣隋使 を送った。

群れなして
607
出発、遣隋使